

設立趣旨書

1 趣旨

昭和47年、自閉症を判定できる医師も医療機関もなく、障害者とも認められないので福祉サービスの対象とはならず、学校にも入れない時代、途方に暮れた親たちが集まって高知県自閉症児親の会を発足させました。

手探り状態の中、親同士悩みを話し合い、励ましあいながら、少しずつ環境を整えていきました。一方で社会に理解がないため社会参加が困難な自閉症の子ども達に様々な経験をしてもらうよう、ハイキングや夏期療育キャンプを行ったり、地域に自閉症の正しい理解を広めるための講演会や勉強会を行ってきました。

また、平成16年には適切な支援を受けにくい自閉症者のために親達が立ち上がり、作業所を開設しました。

平成17年4月、待ちに待った発達障害者支援法が施行され、知的な遅れがあるなしにかかわらず、自閉症が正式に障害として初めて定義づけられました。発達障害について理解し発達障害者の社会参加に協力することが国民の責務であるという条文も盛り込まれ、様々な関係機関の連携によって本人のニーズや特性に合った一生一貫した支援が約束されるという法律の施行に、未来は明るいと思えたものでした。

しかし、施行から2年たった今も現実是非常に厳しい状況です。保育園や学校に入れるようにはなったものの、園や学校で自閉症児本人の特性が理解されず、不適切な対応により二次障害に追い込まれてしまったり、成人期においては自閉症であるというだけで就労の機会が与えられないことが多く、幸運にも就労できたとしても、自閉症という障害は一般にはまだ誤解されていることが多いため、就職後にトラブルを生じて就労継続が困難な状況にあります。

現在施設に入所している自閉症者についても、障害者自立支援法の施行、福祉政策が大きく転換したため、退所をよぎなくされ、行き場のない人が増加しております。

私達の願いは自閉症児・者が生きていて良かったと思える場所、自閉症者が社会の一員として働いて自立して生活できる場所が欲しい、そして自閉症の人が自分らしく地域で暮らして行って欲しい、という事です。そのために、自閉症の人が安心して過ごせる居場所を作り、また社会全般に自閉症の特性を理解してもらえよう普及啓発を行っていくことによって、全ての自閉症児者が幸せに暮らせる社会を目指します。

現在は、自閉症の人を社会の側に無理やり合わせようとする事の方が多い世の中ですが、これは肢体不自由者が車椅子を、視覚障害者が杖を取り上げられると同様のことであり、これでは社会参加は困難です。

自閉症の特性に合った方法でわかりやすく示し、環境を整えてあげることで、自閉症の人の力を引き出してあげることができる場所、自閉症児者がその人らしく生きがいを持って暮らせる場所を一つでも多く作るために貢献していきたいと決意し、これまでより一層幅広い活動をするべく、特定非営利活動法人の設立を行うものです。

2 申請に至るまでの経過

昭和47年	高知県自閉症児親の会発足
昭和57年	高知県自閉症児・者親の会に名称を変更
平成元年	社団法人日本自閉症協会の所属団体となり、社団法人日本自閉症協会高知県支部と名称を変更
平成16年	小規模作業所もえぎを開設

社団法人日本自閉症協会からの独立を機会に、より活動内容を発展させ組織の体制を強化させることによって、今後は地域活動支援センター事業の展開から、より包括的な支援体制の整備を進めていき、また当事者、家族のニーズに沿った新たな事業展開を行うことができるよう、法人化を検討。設立申請に至る。

平成19年5月13日

特定非営利活動法人 高知県自閉症協会

特定非営利活動法人 高知県自閉症協会 組織図

